

平成 28 年度 第 1 回高知県いじめ問題対策連絡協議会

【議事概要】

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 11 日 (月) 13:00 ～ 15:00
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3 階 花の間
- 3 出席者 高知県知事 尾崎 正直
高知県小中学校長会 会長 刈谷 好孝
高知県私立中学高等学校連合会 会長 山本 芳夫
高知大学教育学部附属小学校 校長 宮田 信司
高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会 会長 野島 利和
大阪市立大学 名誉教授 森田 洋司
高知弁護士会 金子 努
高知県臨床心理士会 副会長 濱川 博子
高知県市町村教育委員会連合会 会長 時久 恵子
高知地方法務局人権擁護課 課長 青木 巧
高知県文化生活部 部長 岡崎 順子
高知県教育長 田村 壮児
高知県警察本部生活安全部 部長 秋澤 淳一
高知県中央児童相談所 所長 福留 利也
※欠席委員 戸田 浩、前田 長司、中澤 宏之、横田 寿生、門田 純一

4 概要

(1) 会長あいさつ

昨年 1 年間、当会を通じて、ネット問題、いじめ問題への対応、さらには相談体制の充実・強化について議論いただいた。特に相談体制の強化については、心の教育センターにおけるワンストップ&トータルな相談体制の構築について、この 4 月からスーパーバイザーにも常駐いただき、本格的な対応がスタートした。相談件数が大幅に増加し、改善が見られてきつつある。昨年度までの検討の土台の上に、新たにどのような対策を講じていくべきか議論を重ね、具体的な対策につなげていきたい。

(2) 議事

平成 28 年度検討テーマについて

事務局<資料 1-1、1-2 に基づき説明>

会長

これまでの検討テーマ「相談支援体制の充実」と「ネット問題」について継続し、新たに「地域全体での子どもの見守りについて」を、テーマとして検討したいという事務局の提案について、異議が無いので、提案通り進めていく。まず、テーマ 1 について事務局から説明をお願いします。

事務局<資料 2、2-1、2-2、2-3(1)・(2)、2-4 に基づき説明>

会長

本年度から、心の教育センターの体制強化を図り、ワンストップ&トータルな相談・支援活動が始まった。始めてまだ2ヶ月だが、一定その効果も上がってきていると見られる。さらに、機能を充実させるために、センターと関係機関との連携強化や、求められている役割を果たすために必要なことは何かをポイントとして、ご意見を頂きたい。

委員

現行制度の枠内で、大変よくまとめていただいた。これを実効性あるものにするために、機関同士、それから、団体等は、地域住民からの情報提供をどのように扱っていくかという点が課題になるだろう。その場合、国の個人情報保護法の除外規定の中に、子どもの公衆衛生の向上と、健全育成があるので、この部分で確保・担保がされるという解釈でよいか。本来は上位規定の概念ではなく、各機関や団体も持っている条例等に従うのが原則になる。その辺りの解釈について、お答えいただきたい。

事務局

国の個人情報保護法は、事業者対象である。独立行政法人や行政機関の法令は、国の行政機関や独立行政法人を対象としている。また、県条例、市町村条例においても、組織が中心である。個人については個人情報保護法に基づき、委員が言われた部分に含まれると考えている。

委員

資料2-2のデータについて、平成27・28年の比較は、年度に入って2カ月間の話であるか。

事務局

2カ月間、4・5月の比較である。

委員

40件はすごい数だと思う。6月はどのような感じか。

事務局

現時点で6月末の受理件数は159件であり、前年度の109件から50件増加している状況である。

委員

相談内容に、特徴はあるか。例えば、いじめの相談については増えているか？

事務局

基本的には、不登校に関する相談が一番多い。詳細について、心の教育センター所長から説明させていただく。

事務局（心の教育センター）

一番多いのは不登校や、集団不適合、あるいは、友達関係といった相談である。いじめに特化した相談は、年度末の集計では、ここ数年1割前後である。重大事態というよりも、友達関係の中でいじめの要素が強い、あるいは、いじめられているといったような相談件数が約1割と捉えている。

会長

不登校となる原因の背景に、いじめがある場合もあるのだろうか。

事務局（心の教育センター）

複数の要因が絡み合っている場合がある。当然、その背景には友達関係の中で疎外感を受けている、あるいは、嫌がらせを受けているということも含まれてくると思われる。

会長

不登校、集団不適應の背景にいじめがあるということも含めればもっと多いのだろうか。

事務局（心の教育センター）

若干、増えてくると思われる。

委員

いじめ防止対策推進法の中では、1号対象と2号対象という重大事態になる要件があり、2号対象に不登校が存在する。取り扱うにもいろいろと課題が多いため、全国的に見て、重大事態として扱うケースが少ない場合がある。高知県は昨年度、重大事態として、県内全体で何件あるだろうか。

1号事案に関して、警察との相談がありながら、重大事態としての扱いに至らず、そのまま放置されるケースが、全国的に含まれているように散見している。担当部局としてどう考えられているか。

事務局

昨年度調査は現在集計中のため、まだ公表できないが、平成26年度、2号事案に関わる重大事態は県内で3件発生したと聞いている。

また、警察への確認について、重大事態とは関わっていないという報告を受けている。

委員

昨年度、県内の市町村で自死の事案があり、いじめ問題の調査委員会を立ち上げ、調査をした。結論としては、いろいろな要素が絡み合っており、特定の原因によるものではなかった。

委員

全国的に見て、「重大」という基準が非常に曖昧である。調査をすることだけが目的ではなく、重大事態が二度と起こらないように、あるいは、そこへ至らないよう、いかに事前に対策を立てるかということが、もう1つの目的である。

9月で法施行3年目を迎える。改めて、重大事態にどう対応するかという検討を、そろそろしていく必要があるだろう。文部科学省でも、その辺りをもう少し明確にしようとして動いているが、県でも、実態や地域の実情に合わせながら、検討いただく時期に来ていると思う。

会長

この件については「重大」とする定義と、重大事態として取り上げるにあたり、ためらわないようにするための工夫をされているだろう。その点について、今の考えをご説明していただき、その上で、見直しについて改めて振り返った方がいいと思うが、どうか。

事務局

いじめについては、学校にも調査の趣旨を説明し、重大事態に関しては、すぐに各市町村教育委員会、県立学校は県教育委員会に報告をしていただくことを、積極的な認知と併せてお願いをした。

基本方針の見直しについて、高知県としても、国の動向を踏まえながら見直ししていきたいと考えて

いる。今言っていただいた基準も併せて考えていく必要があると考えている。

委員

いじめ対策の基本方針の中に、重大事態について4つの基本的な考え方がある。ただ、それらを現実に当てはめたときにどう判断していくかというところに、難しさがあると思っている。重大事態に対応することもあるが、起きたことを受けて、どのように学校が対応し、体制をとっていくかを考えてもらう必要がある。重大事態とすることをためらわないことについては、なお、いろいろな場で話をしていきたい。

会長

最悪に備えるために、できる限り認知していくことが、次の対処につながっていくということになるだろう。その点は徹底しつつ、次回以降その重大事態について、我々としての認知の考え方、現場への浸透のさせ方について、もう1回報告させていただきたい。

委員

提言でもよいか。今年度、心の教育センターに行くようになって気が付いたことがある。

1つは、県民に求められる心の教育センターのゴールイメージを考えていく必要がある。もう1つは、心の教育センターの事業内容を精査する必要がある。教育センター、人権教育課、心の教育センター、それぞれの内容が重複している。おそらく今後、相談件数が増えていくと思われるので、これら2つのことについて、今後、考えていただけたらありがたい。

今後、期待されるゴールはどこかというときに、基本的な考え方が要るだろうと私は思っている。

アメリカの心理学者、マズローの欲求階層説に基づけば、私たちのすべきことは子どもたちの自己実現の手伝いである。心の教育センターは、立ち止まっている子ども、家庭的に大変な子どもへ、自己実現のための支援をしていく。

安全欲求がある。この部分が、いじめと関係してくる。学校で、守ってもらえるという安心感がなければ、子どもが成長するのは難しい。次は、所属欲求。自分が、クラスまたは友達の中に所属している、周りに認められ、愛情をもらっているということが要る。

学力向上と、当連絡協議会で協議されていることは、同じことだと思う。それは次の段階、認められたい、点数を高くしたい、自分の成績を上げたいという承認欲求である。ここまで来て初めて、成績も上がる。自分のもっている能力をどんどん生かすことができ、初めて自己実現になる。

保育所、幼稚園からも相談がある。20歳過ぎて、社会に出てから相談に来るケースもある。どこまで支援するのかということを考えていくと、高知県のどこかに、敷居が低く、医療等と相談しながら、自立までトータルに支援できる場所が要るだろう。少し大きな将来像も見ながら検討していく必要がある。

会長

方針の提案が2つあった。年齢的な方向感、それと、安全欲求、所属欲求までは、間違いなく心の教育センターの業務になるだろうと。その上で、承認欲求まで含めるかという議論であるか。生理的欲求という部分については、どこが担当することになるか。

委員

これは、児童養護施設である。

不登校になっている子ども、友達関係でいじめに近い状態にある、ちょっとしんどい子どもへの支援について、人が足りない。

学校支援にカウンセラーと主事が一緒に入る。カウンセラーは心理支援、主事が学校との連携を行うため、両者が必要であるので、人手が足りない。結局、待っていただくか、現場から担任だけ来てもらうかということになる。

例えば、夢プロの事業では、組織的にボイスシャワーをするなどの取組により、学力に特化したわけだけでなく、学力が上がっていくケースが増えてきている。

安全欲求についても、児相との連携が必要である。児相から家庭へ帰った後に、引きこもりになるケースもあり、その場合、訪問カウンセリングのスタッフがいれば対応できる。

会長

それはどちらかというと、安全欲求、その緊急対応をする必要があるだろう。

所属・愛情欲求あたりになると、もう人手が足りなくなってくるのだろうか。

委員

今後、若手の先生が増え、ベテランの先生が辞めていく。そうすると、世代間の人生観、価値観のギャップが出てくる。なので、若い先生の児童生徒理解を深める研修も必要になってくる。理想的には T1 で授業を若い先生が、支援が必要な子どもたちには T2 のベテランの支援員などが横について支援するというのも必要になる。心の教育センターは、臨床心理、緊急、それから養成の役割がある。若手の先生の支援は、この「養成」の中に入っていると思う。今後、子どもたちに多様性が出てくることも考えると、そういうことも必要だと感じた。

会長

この間の金曜日に、私は心の教育センターへ行ってきた。

古くて小さな建物だが、職員が頑張ってやっておられた。建物も建て替えていく中で、できるだけカバーを広くできればと考えている。承認欲求となると、最後は学校の先生がやることになるか。

委員

承認欲求についてはそうである。だから、先生方への支援も心の教育センターの役割になる。

委員

これは学校の先生だけではなく、家庭の役割が非常に大事になってくる。自己肯定感、自尊感情と言われるものが基盤にあるが、日本の子どもたちは各国と比べても非常に低い状態である。いくつかの調査から、韓国、中国、アメリカ、それからヨーロッパを含めて、その半分くらいしかない。承認というのは、社会生活、地域活動、家庭生活、あるいは学校という所で、それぞれが取り組む姿勢が大事であり、この内容は本日の第3議題に関わってくるかと思う。

例えば不登校は、今までの適応指導教室を国としては強化している。設置数の少ない自治体について、できるだけ配備し、今までのように待っているのではなく、アウトリーチという形で外へ出て行くことを構想している。国の報告書の最終案には、そのことがきっちり書き込んである。

その報告書の最終案では、1人1人の子どもに即した切れ目のない組織的な支援体制というのを副題に置いている。ワンストップというのは、機関同士の切れ目のなさ、子どもの成長・発達にずっと切れ目なく対応していくという2つの面がある。組織的な対応について、事業各所が関わっていく

となると、心の教育センターが指導あるいは助言を行うことができる権限を付加しないと動きにくいだろうと思っている。

会長

子ども側から見たときに切れ目が無いかという点と、関係機関を含めてトータルになっているか、その中で心の教育センターの果たすべきカバレッジは十分か、もしくは心の教育センターが行わなくても、その支援が十分かという確認でよいだろうか。

委員

成長・発達に絡めて、学校教育、それ以降の社会における人たちに対し、切れ目なくカバレッジしていく。

会長

生涯学習課が実施している、大人に対する対策は何だったか。

事務局

若者サポートステーションである。

委員

文科省だけではなく、厚労省も関わってくる。その事業に関しては、そういう所もうまく切れ目なく取り込んでいければ年齢のつなぎ目がなくなる。

委員

今、各所の適応教室から支援員が来ている。まだ、形は作っていないが、草の根のような感じで、一緒にやっていくことが起こってきている。そこへは、SCも心の教育センターのSSWも関わっている。手応えを見ているところである。

それから、年間何回か実施されている各適応教室との連絡協議会について説明をお願いしたい。

事務局

資料 2-2 (1) 相談支援の充実の中の③に記載している。まず、関係機関との連携について、今年4月、新たに教育相談に関する関係機関の連絡協議会を立ち上げた。9団体の内訳は、児童相談所を筆頭に、県警の少年サポートセンター、県の精神保健福祉センター、県の療育福祉センター、女性相談支援センター、高知市教育研究所、こうち若者サポートステーション、さらには弁護士会、法務局といったような関係機関になる。年間2回開催予定であり、1回目を5月に開催をした。

続いて、教育支援センター連絡協議会がある。以前の適応指導教室が、高知県には現在、20市町村に設置されている。民間1団体を含めて21の機関が当センターに年間3回集まり、情報共有や心の教育センターとの連携のあり方等について協議している。

会長

いろんなケースの子どもがいると思うが、欲求段階仮説、さらに年齢軸など捉えて、トータルなサポートができる体制が県全体としてできているかどうか、それがしっかりとお互いリンクされているか、システムとして機能できているか、そういうことを考えたときに、心の教育センターとして今後さらにどこまでの業務内容についてどう強化すべきか、検討していきたい。

委員

もうすでに成果が上がっているということだが、実は課題もある。ケースが増えて、心の教育センター自体が処理しにくくなるのではないかとこの一番心配している。

例えば、自分の町だったら10校しか学校がない。10校に対してSCが5人、SSWも3人いる。学校への支援員が、支援センターに30人ぐらいいる。そういう人たちが必死になってやるが、支援が必要な子どもがどんどん増えていく。心の教育センターが受け止めてくれることに対して、保護者も子どもも、市も学校も嬉しいが、それを全部、「じゃあ、助けてください。」みたいな方向だけでいくと、件数が増えて大変なことになるという気がする。

だから、自立をしないといけない。各学校も親も市も自立できる方向で、心の教育センターには具体事例に指導いただきながら、関係している人がみんな育たないといけないと思った。

会長

資料2-2(3)で「学校支援の充実」というように個別ケースの支援だけではなく、例えば研修事業などを通じ、自立そのものを応援していくような機能などもすごく大事になってくるだろう。

委員

本来、カウンセリングは自立を目指すものである。カウンセラーはいつも冷静な頭が必要で、依存させ過ぎてはいけない面がある。

今、委員が言われたことはとても大事であり、ケースの見立て、手立て、見通し、これがきちりできることが必要である。「見立て」を心理が、「手立て」は先生たちと一緒に、「見通し」も心理の方でやっていくってことになる。必要に応じて医療等と連携しながら行う。見立てが間違えると長引いたり依存させ過ぎたり、いろんなことが起こる。

会長

心理士の皆さん、先生方との役割分担は、それぞれの地域でうまく役割分担できているだろうか。

委員

月に1回は各学校でケース会を開いている。その中に先生や心理の専門が入り、必ず見立てをしている。見立てを間違えると、手立てを打ってもうまくいかないところがあり、その場合は、要請に応じて私たちも入る。

委員

法務局においても、法務大臣の委嘱した人権擁護委員が小学校の低学年、また、中学生に対して、人権教室を実施している。いじめの防止等をテーマに、各学校の要望に応じて人権擁護委員や法務局の職員が学校を訪問している。心の教育センターから、こういう所で、こういうテーマで人権教室をやってほしいという要望があれば、協力させていただきたい。

会長

非常にいいご指摘を頂いたので、しっかりと考えを深めていきたい。

続いて、協議テーマ2に関して事務局から説明をお願いしたい。

協議テーマ2について

事務局<資料3、3-1、3-2、3-3 基づき説明>

会長

ネット問題について、さらなる県民運動の推進のために、子どもを取り巻く大人の積極的な行動が不可欠ではないか、子ども・保護者の責任、子どものモデルとなる大人の行動、これらをポイントとして、ご意見をいただきたい。

委員

フィルタリングについて、県警としての取組を説明させていただく。

事業者が行う研修会に参加し、フィルタリングの必要性等を説明している。また、少年サポートセンターの担当者等が個別の事業所、販売店へ訪問している。事業者も、販売店も理解してくれるが、実際のところ保護者がなかなか理解を示してくれないという現状がある。特に最近では、LINEを中・高校生が非常によく使っており、フィルタリングが影響して、LINEが使えなくなるというような思い込みがあり、子どもに親が負けて（フィルタリングを）掛けないというのが現状のようである。条例関係の検討という点では、なかなか直ちに法令・条例を改正していくことは難しい。

少年課だけではなく、サイバー犯罪を担当している少年・生活環境課のサイバー犯罪対策室があり、さまざまな会議、研修等、あるいは、工科大の学生をサイバー犯罪の防犯ボランティアに委嘱して、積極的に取組をしてきている。そのボランティアCyKUT（サイカット）が、独自に小・中学校へ積極的な訪問をして、説明会や研修会を実施してくれている。

あと、サイバー犯罪対策室では、サイバー犯罪を含む防犯ボランティアをほかにも委嘱している。高知ポリテクカレッジにも委嘱をして、フォーラムなどに積極的に参加して、インターネットの関係の啓発活動を積極的にやっているのが現状である。

去年も、約200回、1万8,000人ぐらいを対象に実施した。回数、人数とも、毎年増えていっている。そのような取組を積極的に、地道に取り組んでいる状況である。

委員

法務局の、スマートフォンや携帯電話の利用方法についての取組を紹介させていただく。

法務局では、民間事業者と連携して、スマホ携帯安全教室を実施している。徳島県では、徳島の地方法務局、民間事業者、教育委員会と連携して、同じようにスマホ携帯安全教室を実施している。小・中・高校、また、保護者や教員向けの教材もあり、年齢に応じた形で分かりやすい説明や、ビデオを放映して授業を行っている。その後、法務局からも、被害に遭った際には法務局に相談することで削除等できるという説明を行い、連携をしたスマホ携帯安全教室に取り組んでいる。

高知県は、学校側からの要請はあるが、教育委員会等の協力がなかなか得られておらず、スマホ携帯安全教室の回数も、十分ではない状況である。民間事業者との取組も進めていただくと、かなり子どもたちに対する積極的な説明ができるのではないかと考えている。

会長

良い情報をいただいた。それもまた研究していきたい。

委員

昨年度、ここにおられる方と、ネットの正しい使い方について教育懇談を行った。例えば私の学校

では昨年、トラブル防止教室として全校生徒・保護者に対して2回、講演を行っていただいた。携帯電話やスマートフォンについて、60.9%が中学校の所有率だそうだが、昨年度調査したら、本校も6割の生徒が持っていた。本年度、新1年生も入ってきたので、4月にさっそく教室等を行った。

教室を実施したときにはルールを守って使わないといけないと思うが、子ども同士で土・日曜日に使うと、どうしてもトラブルに巻き込まれる。とにかく保護者への対処、警察との連携について、PTAの役員会を開き、SNSに関する防止策について検討をしているところである。

また、今年度もPTA、地域、保護者を巻き込んで、やはり家庭に帰ったときにどういったルール作りができるのかということ協賛してもらいたいような形で進めていきたいと思っている。

委員

このテーマに関して具体的なことと言えば、今の県の条例は事業者に対するフィルタリングの義務付け等が中心なので、使う側や保護者、そういったことも含めたルール作りについて、ご意見いただきながら、この会として方向性を議論していただければありがたい。

会長

現状として、県教委もかなり頑張っているんだろうと思う。加えて、他県の先進事例などを参考に、どういう点で改善できるかも研究して、ご報告させていただきたいと思う。

委員

今の健全育成条例は時代の変化、スマートフォンの普及状況等に踏み込んで考慮していかなければいけない部分がある。地域ぐるみでやっていく必要があるので、おそらく条例改正という方向が望ましいかと前回提案させていただいた。次回にでも、他県の事例も踏まえて方向性を検討した結果をご報告いただけたらと思う。

もう1点、生安部長にお伺いしたい。SNSにしても何にしても、聞くところによると、匿名性は担保できない。むしろ機械番号までいけばきっちりと発信者が把握できる、機械の設計上でもそれは担保されているという話を聞いた記憶がある。ただ、法的な手続き、あるいは制度上の保障が今のところ全く無いので、どういう具合にしていけばいいのかということは課題ではあるが。

例えば、以前はあちこちに学校裏サイトというのがあったが、今、全部消えている。これは「発信者は分かる」ということが子どもたちに分かったからではないか。

発信者はたどれば分かるということ子どもたちが知ることができるとすれば、これは抑止効果として非常に高いと思う。制度的、法的な観点から言うと、申告だけではだめだと思う。もっと間接的になると、友達が誹謗中傷しているのを知っている場合に、それを通知・連絡して、それに基づいて調査が発動できるのかという点も考えていかざるを得ない部分がある。現状の制度上の取り扱いはどのようにしているのか。

委員

「検挙」というのが一番周知できると思う。ただ、現状として、SNSへの書き込みや、不正アクセスをたどっていくのには、非常に時間もかかるし技術もいる。京都府警などが、サイバー犯罪対策においてはトップレベルなので、高知県警の捜査員を1～2年派遣して勉強させている状況である。

抑止力ということで行くと、発信者が分かるということ子どもに周知させる考え方について今日、最たるものを初めて聞いた。できれば、少年女性安全対策課ではなく、サイバー犯罪対策室で一度お

話ししていただき、問題提起させていただければ、もっとよい答えができると思う。

会長

皆さんから専門家に聞いていただき、次回教えていただいてもよろしいか。ただ、今の話は、研修やその内容にもかかってくるのではないか。裏サイトを作っても、そういう形で分かるということ、またそういった内容を周知するような研修が行き渡れば、作ろうとすることも減ってくるってことになるかもしれない。

これで協議テーマ2については、とりあえずいったん終了させていただく。協議テーマの3について、事務局から説明をお願いしたい。

協議テーマ3について

事務局<資料4、4-1、4-2、4-3に基づいて説明>

会長

資料に基づき説明された点について、ご質問もしくはご提言等あればお願いしたい。

委員

地域の見守りについて、みんなが顔を知っている中で見守ってもらうのが大切だと思う。PTAとして、地域のお祭りやいろんな集まりにどんどん出て行って参加することが大切と感じている。

それから、学校支援地域本部では校長会の先生とも「100%にしていこう」という話をしている。立ち上げた後の活用方法について、夏にまた協議をする予定をしている。

会長

また、協議の結果が出たら参考にさせていただけるかと思う。

委員

学校支援地域本部。地域の方に、いかに学校に入っただけか、どうすれば入ってきやすいのか。また、学校の外と中とでは子どもたちの顔も違うので、そういった状況を、学校に入ってきていただいて、子どもたちを見守ってもらう。子どもたちのよさを見ていただくような形のシステムを、県内小・中学校でできたらいいな、ということについて、この夏の研修で「どのように進めていけば地域全体がそういうような形になるだろうか」という話をしている。そのような機能をどう活用していくかを、今後一緒に検討していきたいと思っている。

会長

検討の結果など、ここで共有させていただければと思う。

委員

地域で見守ってくれる、大変ありがたい話である。しかし、いじめは組織とかコミュニティで起こるものではないだろうか。つまり学校や組織の中。ほとんどはそういう所ではないだろうか。

学校が、当然ながらいじめについて目を光らせて、生徒を指導していくのが当然ながら第一目標である。それを補完していただくものとして、地域とか県全体の方針があるのは大変ありがたいことである。いじめの原点は、同じ組織でおこるものではないのか。

会長

学校の中でいじめがあるわけだが、残念ながら学校だけで解決できないことがたくさんある。例えば、いじめられた本人が先生方に相談できない。その組織で居場所がなくなってしまうかもしれないがゆえに相談ができない。だから、組織の外にあえて相談できる場をつくってほしいというのが、心の教育センターのワンストップ&トータルの考え方であったというのが一つと、もう一つは、おそろしくいじめを行う背景となる中に、本人の自己肯定感が無いことがある。その背景に、厳しい家庭環境があったりとか、家族全体で、別のいじめを受けていたりする。現状として学校ではいじめというかたちで出てくる場合もある。

まず、学校で対処いただくということかと思うが、社会全体としていじめる側の子も、いじめられる側の子も支えていくという発想で議論してきていると思う。

委員

このゼロ宣言をよく読んでいて、1つ加えてほしいのは、いじめが起こる学校も含めて、レベルが低い組織は駄目なんだ、そういうキャッチフレーズは必要ないのだろうか。「自分の組織の中ではいじめをさせない」という気持ちをもつということが必要ではないか。

会長

宣言として既にしたものであるので、また、挙げさせていただければと思う。

学校の対処能力の向上という問題と、学校の領域の中だけに留まらないこともあるので、両方の観点から考えていく必要がある。学校内における対処能力をいかに高めるかということにおいても、心の教育センターとして何ができるか、次回、検討させていただきたい

委員

地域や家庭の子育て力向上が書いてあるが、家庭の中でいじめの芽になるものをつくらせない。そういうことが全て家庭の教育力であり、根っこ、芽を摘んでおけばその先学校にも持ち込まない。そういった組織の中でのゼロ宣言、そういったことにもつながっていくのではないかという気がしている。

委員

今日の全てのテーマに関連する感想になるが、先ほど教育長からも話があった第三者委員会で、中に入って意見を述べさせていただいた。こういう重大な結果が発生する前に、相談やサポートが何かしらできたのでは、というのが本当に心の底から感じたところである。

心の教育センターの機能の充実や、地域全体での見守りなど、できることはおそらくたくさんあるのではないかと思う。より充実した子どもの支援や心の教育センターの機能充実につなげていただきたい。

委員

学校支援地域本部について、文部科学省は地域学校協働本部というように名前を変えてほしいという動きが出てきている。地域と学校が協働して、子どもたちの成長を見守り育てていく、それがこれからの、このいじめのことを含んで大きな地域づくりの方向性があると思い、大変ありがたいと思っている。今、各教育事務所にこれを進めるための指導主事も配置され、大変な勢いで各市町村が学校に応援をしてくれて、いじめに関しても、地域で支えていく仕組みができてきている気がする。

学校は取り組んでいても、課題を地域と共有してない限り、学校でいじめが起こると責められる一

方である。

一番良いのはコミュニティスクールだと思う。地域の課題を明らかにして、共に考えて、地域が自ら動いていく。そうすると、広い意味で子どもを支えていくことができるという気がする。

会長

教育大綱の大きな3本柱の1つがチーム学校、2番目が厳しい環境にある子どもたちへの支援。これに、いじめ問題も含むわけである。3番目に、それを成すためにも学校と地域で協働していこうという方向が出ている。その3本柱に従って、今大急ぎでやらせていただいている。

委員

ベースは学校支援地域本部だが、さらに進化した形としては、コミュニティスクールと学校支援地域本部が一体的に運用されていき、課題を学校と地域が共有していく方向性は持っていきたい。

委員

高知市は今年度中に各学校に、地域学校協働本部を設置する方向で進めている。これはコミュニティスクールも含めて、地域の方がとにかく学校に入って行き易い状態をつくる、という形で、まず中学校から進めている。本校では6月にそれを設立し、コーディネーターを6名、それぞれの行事ごとに構えている。会議をもち、学校全体で進めていく形で、これから稼動していく。9月からスタートできるように進めている。

それぞれの地域も、もう少しPTAや地域の方々が入り易い状況をつくっていこうとしている。

委員

現在ある高知県の学校支援地域本部、あるいはコミュニティスクールというのと、地域学校協働本部との一番大きなイメージの違いは、前者は、学校が主体になって地域の力を借りて、子どもたちの教育にあたっていく。ところが後者は、その地域の子は地域で育てるというコアがあり、学校は学校で従来のコアがある。両方のコアが協働しながら地域全体の地域づくりに参画していく。だから、学校が地域づくりに参画するということもある。これからの地域づくりにとって非常に大事な考え方であり、学校は地域から支援してもらうだけではなく参画していく。

そして、いじめの解釈だが、学校組織の中でカバーしようとしても、陰へ隠れていじめをする場合もある。いずれにしても地域で見守るということは、非常に大事だろうと考える。起こったことに関して連絡してもらうだけではなく、むしろ未然防止という健全育成の部分で地域は大きくかかわっていただく必要がある。アメリカなどでは、いじめはハラスメントであり、大人社会にもあるものである。大人自らが反省していく、その精神が出ているのが高知県のいじめの宣言、大人宣言である。

だから、我々も考えなくてはいけないところがあるし、社会全体として民意を高めていくのが一つの目的である。学校だけにとどまらずに地域全体も、そのことを自覚しながら高知県の民度を上げていくという方向で動いていただくというのが本当のところだろうと思っている。

会長

いただいた意見を参考に、次回には方向性やその強化される部分についてお話をさせていただきたい。委員全体で、いかに盛り上げていくかということ、役割を分担していこうと思う。

最後に、(3) 高知県いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況について、事務局に説明をお願いする。

事務局<資料5に基づいて説明>

会長

こちら、全体的な事項ということになる。こういう形で、進めさせていただく。

それでは、以上をもって終わらせていただきたい。

第2・3回と、今年度中予定しているが、今日、いろいろ問題を提供いただいたので、これを踏まえて、我々としてさらに対策の強化を進め、充実を図っていくためにどういうことができるか、そして持続可能な形で行えるようにするためにどうしていくべきなのか、よく考えさせていただきたい。

(3) 閉会